

各種助成措置の対象となる「寡婦等」とは

- ① 20才未満の子、若しくは一定の廃疾の状態にある子を扶養している配偶者がない女子
- ② 精神若しくは身体の障害により長期にわたって労働の能力を失っている配偶者を扶養している女子

をいいます。なお、配偶者がない女子には、次のような方が含まれます。

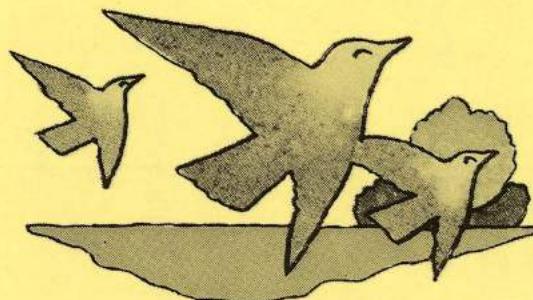
- 配偶者と死別した女子で現に婚姻をしていないもの
- 離婚した女子であって現に婚姻をしていないもの
- 配偶者の生死が明らかでない女子
- 配偶者から遺棄されている女子
- 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない女子
- 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子
- 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない女子
- 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻していないもの

お問い合わせやご相談は

新潟市川岸町1丁目
新潟婦人少年室
 TEL 66局 0047番

仕事をしたい 寡婦等のみなさんへ 事業主のみなさんへ

昭和54年度



労働省婦人少年局
 リーフレットNo.160

仕事をしたい方の利用できる窓口や制度

公共職業安定所

●仕事につくために… **職業相談・職業紹介**

公共職業安定所では専門の相談員等が就職についてのきめこまかな相談・指導を行い適性や希望にあった事業所への職業紹介に努めています。

●技能を身につけるために… **公共職業訓練**

仕事につく前に技能を身につけることが必要と公共職業安定所が認めた場合には**公共職業訓練施設**（各種学校等へ訓練を委託する場合もあります。）において専門の指導員のもとで職業訓練を受けることができます。

科目：家政科 経理事務科 インテリア・サービス科 製図科
軽印刷科 販売科 トレース科など

(但し、科目は地域により異なります。)

期間：6ヶ月～1年（委託訓練の場合は3ヶ月程度）

費用：無料 なお所得が一定額以下の方に対しては、期間中訓練手当（平均月額81,580円）が支給されます。

●仕事や職場環境になれるために… **職場適応訓練**

公共職業安定所が必要と認める方は、就職に先だって仕事や職場環境になれるために**事業所内**で訓練を受けることができます。

期間：6ヶ月

費用：無料 なお所得が一定額以下の方に対しては、期間中訓練手当（平均月額81,580円）が支給されます。

婦人就業援助施設

●仕事についての相談のために… **就業相談**

就業等の相談や、生活上の相談などに応じています。

●短期間で技能を身につけるために… **技術講習**

就業に必要な技術や知識を身につけるための技術講習を実施しています。

種目：タイプ 経理事務 病院介護 和裁 縫製 編物など
期間：2週間～3週間

講習料：無料 なお所得が一定額以下の方に対しては、期間中交通費（実費1往復1000円まで）と受講諸費（1日470円）が支給されます。

内職相談施設

●家庭外で働くことが困難な方のために… **内職あっせん**

内職就業に関する相談、技術指導を実施しています。

◆詳細は、最寄りの公共職業安定所、婦人就業援助施設（全国に18ヵ所設置されています。）又は内職相談施設へお問い合わせ下さい。

寡婦等を雇用する事業主の方の利用できる窓口や制度

公共職業安定所

公共職業安定所では、寡婦等の求人の申込みや就職後の指導について相談に応じています。寡婦等を雇用する場合、次の制度がありますのでご利用ください。

特定求職者雇用奨励金

公共職業安定所の紹介により、寡婦等を常用労働者として雇い入れる事業主に支給されます。

月額：14,000円（雇用者1人につき）

期間：1年

職場適応訓練

寡婦等が職場や仕事になれるために事業主に訓練を委託しています。訓練終了後は通常引き続き雇用することになっています。

期間：6ヶ月

委託料：月額13,000円（訓練生1人につき）

[◆詳細は、最寄りの公共職業安定所にお問い合わせ下さい。]

病気、不慮の事故、離別等により夫を失い、未成年の子供等をかかえ、一家の生計の担い手として仕事につくことを希望している婦人のなかには次のような方がいます。

- 今まで働いた経験のない方
- 長い間仕事から離れ家庭にいた方
- 別の仕事に変わる必要のある方
- より有利な安定した仕事につくために技能資格等を身につけたいという方など

これらの方々が仕事につく上で、また受入れていただく事業主の方々のために、労働省では次のような窓口や制度を設けておりますのでご利用ください。